

出したのです。

今、その事を振り返り思う事は、どうして、友達も運動の中に入る様、誘いかけなかったんだろうと後悔しています。ここで、ひとつの挫折を逃がれ、それと共に自分の将来を考えなくてはならない時点にきていました。職業を持ちながら、運動を続けられる仕事がないだろうかと考え、ここで、私は迷う事なく、小さい時からの希望通り、保母の道へと進みました。今までの学生時代と違い、働きながらの運動は難かしいものでしたが、自分の地域から一歩、歩み出し、他の地域や違う方向へと目を向けられる様になってきた事は、私にとって大きなプラスになりました。

そういった過程を終え、保母になって六年目を迎えた今、仕事を通して、いつも思うことは、何も知らず純粹な心を持って成長していく子供達が、大人の世界に染まり、純白な心をいろんな色に変えることです。うれしい時には喜び、悲しい時には悲しむと云う様に、子供達の世界には、理由もなく他人を分け隔てすることが無いのに、物事を多く知る様になると、他人を見下げたりすることによって優越感に浸っていくのはどうしてでしょう？

子供の心を持ったまま、大人になっていくという事は、難かしく、有り得ない事だと思うのですが、少しでも、そういった心を失わず成長してくれる事を望みますし、差別をする側、差別をされる側のどちらになってもいけない事を、自分で判断し、感じとってくれる人間に成長してくれる事を願っています。

又、現在の世の中は、いとも簡単に死を選ぶ人間が増えてきました。私は、新聞等でそういった事を知ると現在の世の中を批判する前に、どうして死を選んだのかと、故人を幽痒く思う事が多々あります。死を選ぶという事は、最終の結論だったと思うのですが、も

いう。

精神がリラックスしており想像力が自由に働いているときに、突然わいてくるものであるらしい。

職場において、一面的な思考しかできないケースが多いが、常に柔軟な考えができるようしたいものである。

Ⅱ 研究 Ⅱ

日本部落史の再考について

西川 秀夫

(1) 部落問題を学習していると、妙にひっかかることが多い。何故ひっかかるのかとその原因を考えてみると、はたと思いあたることがあった。多くの日本史の本は、部落史Ⅱ被抑圧民の視座が欠落しているということがわかったのである。そこで部落史の視座から、日本史を読み直してみようと考えるようになり、いろいろな書籍を読みはじめている。そのせいか、または偶然かもしれないが、今回の会報誌で私に与えられたテーマは「部落史」であった。

(2) 現在、被差別部落は、近世権力（江戸幕府）が作ったものであるとされているが、では、それ以前は何であったのかとして、中世の賤民史が問題となり、さらにそれ以前の古代賤民史が問題となってくる。そうでなければ、日本歴史総体を動かした部落史の正しい位置づけができない。

近時、部落起源に関する著作が多数出ている。例えば

『被差別部落形成史の研究』 船越 昌 著
『未解放部落の形成と展開』 渡辺 広 著
『被差別部落の歴史』 原田 伴彦 著

っと何らかの形で生きていたのではないだろうか……
だから、子供達には、たとえ何があっても強く生きて欲しいと思いますし、世の中に負けず、前向きに生きて欲しいと願っています。色んな事を子供達に託していますが、これは、私自身に言い聞かせている事かも知れません。

これから、色んな面において、もっともっと勉強をしていき、運動をしていて良かったという日がくる事を夢見ています。

Ⅱ 雑感 Ⅱ

「ケーキを切る」

須田 智 広

ひらめき思考ということで次のような話があるので、一つ紹介しよう。

ケーキが一個ある。これを二人で公平に分けるにはどうしたらよいか。形が直方体に円柱のような規則正しいものなら、モノサシで測って切る。不規則ならみじん切りにして、ハカリに測って分ける。といったところが大方の答だろうが、しかし規則正しいといっても限りがある。ましてケーキのみじん切りなど食べられたものではない。「公平に分ける」を同じ量、同じ重さなどにすることだと思い込んでいるから、こうなる。「双方ともちゃんと半分もらえたと満足すればよい」と気付いたら、答はひらめく。まず、ひとりが二分と想ったところで切る。つぎにもうひとりが好きな方を取ればよい。最初に取る方が切る方の相手だから、切る方が自分に有利に分けられない。『ナルホド』

このひらめき能力は一般に考えられている知性とは異質で、ある程度の知性があれば誰でもすばらしいひらめき思考を秘めていると

『部落史の再検討』 亀井 トム 著

などである。詳しく紹介できないが、部落史が原日本人住民史（原住民史）との関連で展開されていないことだけは確かである。

これらは、だいたいにおいて、「近世」被差別部落以降に主眼がおかれている。当市内にある被差別部落にしても、だいたい『滋賀の部落』によって江戸期ぐらいまでの歴史はわかるが、それ以前となるとまったく分らない。一般の「同和」研修では、身分差別は徳川三百年のなかで作られたものという誤まった歴史が固定されて啓発されている。

亀井トム氏はその著作のなかで、「東アジア米作地域に共通してみられる賤民制の類似性の生成要因とその歴史的变化」を中心に論文を詳しく展開し、また船越氏は、「近世までは、茶せん、ささら、鉢屋、猿舞、夙などの被差別民（部落）があったのに、なぜ、皮田（皮太）系のみが部落民とされて残されてきたのか」に焦点を当てて論及している。

いづれの書籍も未だ読んでいない方には、ぜひ一読をお願いしておきたい。

しかし、ここで、とりあげるのは、そういったものでなく、官制教科書の日本史しか知らない人にとっては、突飛な歴史であり、「同和」教育で得た部落史を知っている人（権力説をとっている）にとっては、間違った学説であるとして切り捨てられた。部落の異民族（先住民族）起源説や職業起源説の見直しである。

いみじくも、部落解放同盟中央機関紙「解放新聞」に現在連載中の「日本文化史における賤民文化の位置②」（沖浦和光氏）で、沖浦氏も云っておられるように、最近の部落起源に関する研究は、職業起源説や民族起源説（人種説）の見直しの方向に進んでいるよう

である。

しかし、そうはいっても、なお「大和中心史観（皇国史観）」の日本史が横行し、人民分裂支配起源説（日被差別部落は分裂支配のためにつくられた）が、まだかなり影響力を持っている現在、**近世部落史**については、部落解放同盟においてさえ深くは追及していない。

私が一番興味をひいたのもそこである。ある日とつぜん、江戸時代に被差別部落（エタ・非人）が形成されるはずがない。そこには、河原者と呼ばれた被差別民のいた中世、さらには、奴婢と呼ばれた「まつろわぬもの」たちのいた古代の賤民制と何らかの関連がなければならぬ。そういった問題意識を整理しながら、私は、

① 部落の起源はどの歴史的段階までさかのぼれるのだろうか。――被差別部落の起源と形成史

② 古代から中世さらには近世へと賤民制は、どのような形で続いていたのか。――賤民の系譜

③ 政治的に抑圧され、人間的に差別され体制から疎外されてきた被差別民衆のなかからどのような歴史文化が生まれ、また、日本史のなかにおいて彼らはどのような社会的役割を担ってきたのだろうか。――日本史における貴と賤

といった部分について、今後学習を深めていくことをみずからに課したい。

以上は、この本稿の「まえがき」である。次から本格的に部落史について、入っていくことにしよう。とはいっても、私自身の研究論文ではない。部落史に関しての紹介文的性格のレポートと考えてもらいたい。なお、本稿が成るについて諸先生、とりわけ、八切止夫氏に学ぶところの影響大であることをつけくわえておく。

らない点であろう。

2. 近世部落の社会的系譜

※**（補足1）**
被差別部落が近世初頭に設定されたとき、どのような社会階層の人々が部落に組み込まれたのであろうか。現在までの研究で明らかにされているものを整理すると次のようになる。

① 中世「賤民」

中世の河原者、穢多、遊芸民（鉢たたき・唱門師・猿女・勧進等）、寺社の隷属人（聖・犬神人）等々の系譜を引く部落

② 下層の諸職人

皮革関係業者（「皮多」身分の多くはのちの「穢多」身分に直結していく）、青屋（染色業）、金物細工人、竹細工人（茶せん・ささら）、水陸の運送業者（渡守・水夫・馬借）などの系譜を引く部落である。恐らく数のうえではこの社会階層の系譜を引く部落が一番多いのではなからうか。――近世被差別部落の研究については、だいたい「皮田」系を中心になされている。

③ 水利・田畑の番人

④ 農民

近世初頭の検地帳に「かわた」などの肩書きのある耕作人・百姓の記載が広汎にみられることから、農民の階層の系譜も考えられる。

⑤ 流民・窮民 ― 乞食

（部落解放研究所編『部落問題・資料と解説』より）

以上のように系譜は複雑であるが、いずれにしても当時の民衆の一部であることに変わりはない。近世部落は、幕藩領主

一 被差別部落の起源と形成史

1 被差別部落の成立時期

被差別部落の成立時期については現在のところ定説がなく、諸説が相対立している状況である。それらを簡単に整理すると以下のようになる。

① 戦国期以前に部落が成立したとみなす説

渡辺広『木解放部落の史的研究』

落合重信『木解放部落の起源』

② 豊臣政権の時期に部落が成立したとみなす説

石毛芳久『被差別部落起源論』

船越昌『被差別部落形成史の研究』

森杉夫『近世木解放部落の成立と生活』

③ 十七世紀前半（とくに寛永期）に部落が成立したとみなす説

峯岸賢太郎『幕藩制的賤民身分の成立』

④ 十七世紀後半（とくに寛文―延宝期）に部落が成立したとみなす説

安達五男『被差別部落の史的研究』

後藤陽一『近世の身分制と社会』

以上のように諸説紛々たるものがあるが、大まかにいって、今日でいうところの部落成立の時期は豊臣期から江戸初期にかけての時期、つまり近世初頭であるとするのが今のところ最も妥当な見方であろう。なぜなら、被差別部落の制度的起源は、**・近世身分制度の中の賤民身分成立をもってその指標とするからである**。ここで問題にしなければならないのは、**近世賤民身分の成立の問題と近世賤民制度の成立の問題を区別しなければならない**

の政治的意図によって、城下町の外郭、街道筋、川筋、谷あり、崖下等々の立地条件の劣悪な場所に配置された（＝これらは「皮田」系部落と「非人」部落が多い。）

また江戸時代には、「穢多」身分だけでなく、多くの被差別民衆が存在した。「非人」をはじめとして、乞胸、夙、茶せん、ささら、鉢屋、青屋、聖、猿飼、勧進などがいた。本稿で問題としたいのは、①のこれら中世「賤民」の系譜である。

△資料▽①

弾左衛門由緒書

――鎌倉藤原長史弾左衛門頼兼写シ――

長史（平家）、座頭、舞々、猿楽、陰陽師、壁塗、土鍋師、鋳物師、辻目睡（売）、（非人）、猿曳（廻し）、鉢叩、膳師、絃師、石切、土器作、放下師、笠縫、渡守、山守、青物染屋、色師、墨師、関守、鐘打（一銭剪）、獅子舞、糞作り、傀儡師、馬男、傾城屋湯屋

前記は、一六六七年（寛文七年）「穢多頭」浅草弾左衛門が江戸幕府に提出した彼の先祖、弾左衛門頼兼が、源頼朝公より与えられたという下知状（『源頼朝御判』）である。そこには彼のもとに属するものとして二九座（種）の職種があげられているが、これらの職種は、ほとんど江戸期においても程度の差こそあれ、卑賤視されていたのである。（弾左衛門頼兼は、源頼朝が釜利谷の菜摘み御前に生ませた子供であるとの説もある。――八切原住民史――）

弾左衛門についての研究は、三好伊平次氏がくわしい。氏によると、弾は、武藏・上野・下野・上総・下総・安房・陸奥の七国と常陸・相模・伊豆・駿河・甲斐の一部にお

ける長吏の頭として、在方に長吏小頭又は行事を置いて支配していた。彼は「部落の頭」であると同時に、政商（ギルドの大親分、小大名級官僚武士の階級性をもっていた（階級と身分が矛盾しながら共存している））。

△資料▽
②

「乞胸頭家伝」

略 往古より仕来候り家業左の通り

物貰い、綾取、猿蓑、江戸萬歳、辻放下、緑り、淨瑠璃、説経、物貞似、仕形能、物語、講釈、辻勧進、右の外にても、……すべて見物人より銭申し請候者は往古、仁太夫より支配これあり……

乞胸家業の儀は善七支配請候へども、仁太夫始め、仲間
の者ともに元來町人に紛れこれなく候　――略――

前記／資料②は、江戸時代後期に乞胸頭仁太夫が自家の由緒を書いて幕府へ提出したものである。

乞胸は、身分は町人に属しながら家業についてののみ乞胸頭仁太夫の支配を受け、仁太夫は非人頭車善七の支配を受けていた。その他にも、茶せん、ささらなどがあつたことは前述のとおりであるが、これらの支配系統を図に示せば次のようである。

これら賤民の系譜をしらべていると、歴史のこぼれ話みたいなことが数多く発見される。これらについては、おいおい後述するつもりだが、たとえば、「首切り浅左衛門」で有名な江戸時代の御試し御用の山田浅右衛門は、弾左衛門の配下であったとか、「安寿と厨子王」で有名な『山椒太夫』も事實は、散所太夫といって、いわば、賤視された人々を統率していた者であったとか、『高野聖』で有名な「聖」も、本来は「卑事利（非事吏）」と書いていた賤民であるとかいう新知識が発見できる。

要するに、日本には、筋なる絆に因われて、大きな流れがあったのである。一体こうした人々は何故に、永い間、多くの人から賤しめられて来たのであろうか？ それらについては、次章以下に述べることにしよう。

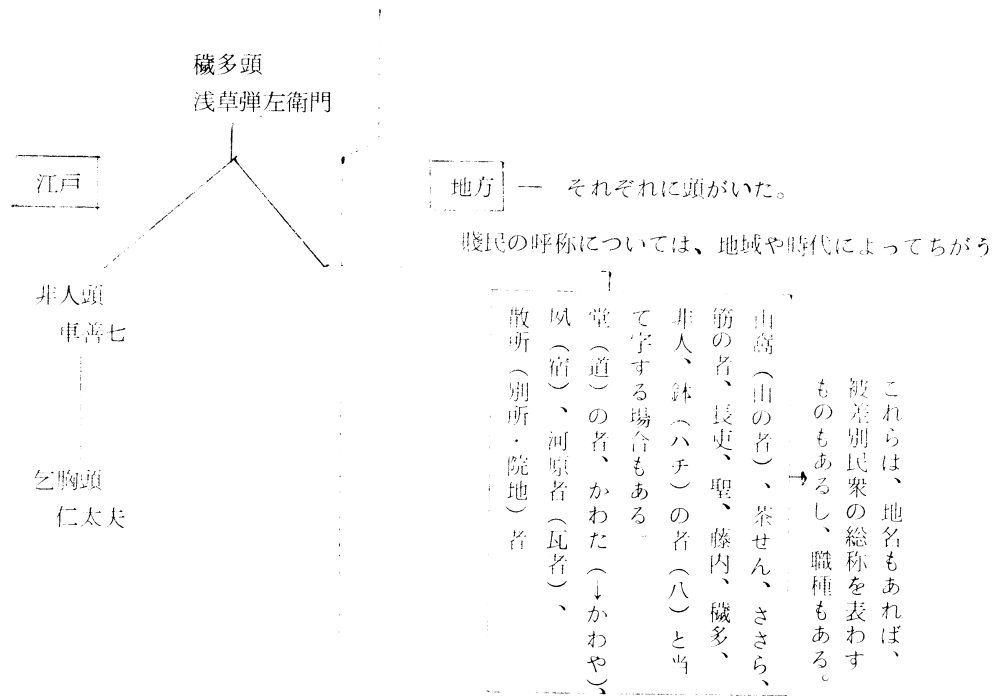
二 古代賤民制から中世賤民へ——賤民の系譜——

近世の賤民身分は、古代・中世の賤民制に直結しているわけではない。戦国期は、下剋上といい、身分関係が乱れ、賤民出身者でも武士や大名になれた時代があった。それゆえ、天下を取った豊臣秀吉や徳川家康は、全面的な検地や刀狩りとともに再び厳しい身分制度を設定したのである。

しかし、日本の社会において古代からどのようにして身分が発生してきたかを知っておくことは近世身分を理解するうえで大切であると考える。

1. 古代賤民制

(1) よく知られているように、まわりを海でとりかこまれている日本列島は、北も南も東も、飛び石のように点在する多くの島々によって大陸とつながっている。日本の歴史や文化もこの島々をつたわってやってきた、さまざまな種族によってながい時



間をかけてつくりあげられていったのである。

① ユーラシア大陸から新石器時代の段階に入ってきた北亜的寒流系の原ウラル・アルタイ語族が日本列島を北から南へ移動しつつ分布した（これが原日本人となる。しかし、これにも種々異説がある。）。

② その後、カムチャツカ半島、千島、樺太、北海道、東北地方にいたる地域にアイヌ民族が渡来した。

③ 西日本では、縄文中期以降に東南アジアから台湾、沖縄を経て、南亜の暖流系文化をもったインドネシア系種族が渡来し、先住民族と混血しつつ九州から北上した。これが隼人族である。

④ さらに南シナ海沿岸を北上し、山東半島から朝鮮半島西岸を経て、インドシナ系種族が渡来したが、これは中国の苗族系の種族で肥人と呼ばれた。

⑤ そのころ北アジアの広範な地域を占めていたツングース系の一派である南ツングース族が朝鮮半島を南下し、半島南部でインドシナ族と混血して韓族を形成した。この韓族は、九州の諸種族と混血して、いわば倭韓人とも呼ぶべき一つの種族圏・文化圏を形成した。

⑥ それ以後、北朝鮮在住のツングース系である高句麗系種族（狩猟騎馬民族）や、中国の漢族も渡来して、表日本で先住民と混血した。

以上はこれらの種族の渡来経路を、水野裕氏の『日本民族の源流』から前述の沖浦和光氏が整理したのを引用したものである。それぞれの種族の出身や渡来の先後関係についてはまだアカデミズム（学界）では異論のあるところも少くないが、長

い年月をかけて混血をくりかえし、日本原住民を形づくっていったであろう基底部分は、ほぼ共通見解としてかたまりつつあるところである。

また、最近非アカデミズムの世界でも、いろいろな立場で日本人について述べている著述が多くでているので紹介しておく。

たとえば、被差別部落史にからむ白山王朝を論ずる金井南龍氏、古事記・日本書紀以前の文献とされる「九鬼」「ウェツファミ（上記）」「宮下文書」「竹内古文書」等の神代期を精力的に紹介する吾郷清彦氏、『東日流外三郡志』や古書古伝を世にとうた佐治芳彦氏、さらには、日本の歴史を日本原住民という視角から展開しようとした八切止夫氏（『日本原住民史』他多数）などである。

- (2) 日本列島の各地に残っている種族Ⅱかつて異族とみなされてきた人々の足跡を無視しては日本の歴史の形成史を語ることはできない。熊襲、隼人、土蜘蛛、蝦夷など、すべて大和朝廷によって蛮族として把握されていたことは『古事記』や『日本書紀』がはっきりと物語っている。

かれらは、みな古くから伝わってきた自分たちの文化系によって生活を営んでいた。彼らは、日本列島の先住民であった。彼らを「まつらわぬもの」として武力制圧した大和朝廷こそ、この列島への新参の侵入者の一群であった。やがて天皇制国家を編成したこの新権力は、軍事力をもって、次第にその版図を拡大していった。そして、先住民たちを芸能、農耕、軍役に従事する奴隷的労働力として組み入れていき、最後まで抵抗し、敗北したものは、俘囚（ふしゅう）Ⅱ捕虜として、のちに、別

- (4) 余談であるが、この律令体制は、奈良時代を最盛期として天皇を頂点とする国家支配法として明治時代まで続いている。明治維新のさいの重要な諸改革の布告は、じつに太政官布告としてなされたものである。そして天皇制の再活性化とともに神祇宮の地位も復権されている。

それでは、なにゆえに古代律令国家は、このように急いで唐の国制をとり入れた大規模な改革をはかったのであろうか。

氏姓制度（加婆根の制度、姓や部のシステム）をはじめとして、これまでの制度上の諸矛盾の打開という問題が直接的な契機になっていることはいうまでもないが、対外的な契機も見逃すことはできないのではないか。つまり、唐と新羅の連合軍による百済の滅亡をはじめとして、大陸や朝鮮半島の政治・文化の動向が大きく影響しているのである。

さきに紹介した、八切止夫氏の「八切原住民史観」で、こちらへんまでのことを語れば次のようなことになる。

- ① 天の朝系の天日槍命などと今では称されている、かつての天（古代海人族Ⅱ縄文日本人を指している）系の所謂、天孫民族の飛鳥王朝や、

② 天の朝系を征服統合し合流した崇神王朝系のツングースからモンゴリヤ系で、北朝鮮経由で裏日本から入ってきた騎馬民族系の白山王朝

（これら二つの系統は、記紀神話などによれば、天津神系と国津神系、あるいは、天孫族系と皇孫族系として古代の天皇の系譜に表わされている。）

- ③ この①②の先住民（八切史観でいえば、日本原住民）は、西暦六世紀の頃、百済系の新興勢力のナラ王朝によって、「

所・院地・散所といわれたゲットーに囲われたり、政治的賤民として、奴婢とおなじく売買されたり奉納されたりしたのである。『延喜式』という古い記録には、彼らが、常陸、下野、甲斐、美濃、播磨、近江、肥後、筑前、豊後などに、かなりの人数が強制移住させられたという一覽表がのっている。彼らの行末はいったいどうなったのであろうか。すでに紀元一世紀から二世紀にかけての小国家群においてや（『後漢書』東夷伝）、有名な耶馬台国の時代（『魏志倭人伝』）において、「生口（奴隸）、奴婢」という最下層の身分がみられる（※井符は「夷符」である）。

しかし、本格的に身分が法律によって規定されることになったのは、^{※(補足2)}古代律令制の成立にともなってであると考ええる。

- (3) 日本が律令制国家への移行を開始したのは、六四五年の「大化改新」後からである。日本の古代国家が大陸から文化をとり入れたことはよく知られているが、律令制（君主権を中心に、良・賤の区別を根本におく身分制を体系的に法制化したもの）も、前三世紀からの秦・漢帝国の胎内で育まれ、隋・唐の時代に国家的成立法として成立したものである。ある意味では、この律令制はまさに「アジアの生産様式Ⅱ（亀井トム）が産みだした法体系であった。白村江の敗戦（六六三年）や王申の乱（六七二年）以降、本格的に唐律令の摂取がはじまり、七〇一年大宝律令が選定されるにおいて、日本律令はほぼ完成したのである。

唐の律令をモデルにしたといっても、日本の律令制はかなりの独自性をもっている。天皇制にしても、中国や朝鮮の王朝と異った性格をもっているし、国政の中枢にある太政官と並ぶ神祇宮の地位も唐制にみられぬところである。

クダラ（で）ない者ら」としてみはなされ、滅ぼされる。

- ④ ついで、六六三年の白村江の戦いで、唐軍が百済・日本（百済系王朝）連合軍を破り、大勝。そのまま日本に遷駐し、己れらに帰順帰化せず中華の風俗になじまぬ敵性人間を、みなゲットーに収容。やがて、王申の乱にて弘文帝にお味方した者らが入れられ「大宝律令Ⅱで賤と差別される。

さて、ようやく、こちらあたりから、古代賤民制の姿がちらちらみえるようになる。ところで、日本は「二本」と云われるように古代には、日本列島には二つの国家があったとされる。

一つは、九州にあった日向族が、東征（神武東征）により、近畿一円に勢力を誇っていたナガスネヒコ（海人族）を敗走させ、その他に大和政権を成立させた国家。いま一つは、千島・北海道を経て、東北に住みついた荒吐族を原基として、神武軍に敗れたナガスネヒコ系部族や、蘇我氏に滅ぼされた物部氏の一族が流れ込み、混住してつくった、ゆるやかな共和制の奥州国家である。（『東日流外三郡志』を参照）

物部氏を滅ぼした蘇我氏（日本書記にいう鞍作り）も、後の大化の改新による、唐勢力の藤原氏が蔭で糸をひくクーデターによって追われることになるのだが。

- ⑤ さて、八世紀になると東北へ追われていた日本原住民らが、秋田、胆（伊）沢、宇土、江刺、雄勝を主力に「蜂起」し、田子の浦まで進攻。さらに、①の海人族や②の騎馬民族の末裔らは、箱根をこえ近畿へ進入。アルティの蜂起とよばれ後に宝亀と年号は当て字。これを防ぐため河内より新帝（スィコ帝）が迎えられ対抗したが、長岡へ遷都。だがやがて河内その他の同族が尊戦力闘して東北へ撃退してのける。つまり

夷駒、八瀬といったところは皆戸と呼ぶ収容所。のち安部比羅夫らは、武力より懷柔策に方向転換する。――夷をもって夷を征す――

⑥ 唐が九〇六年に契丹に滅さる。すると、日本海を渡って大挙、日本へきていた契丹系ツングース原住民は、日本のトウ（藤）王朝にしてみれば、母国を滅ぼした契丹は、不倶戴天の仇ゆえ、三三年後の天慶の乱で、賤とされ、ゲットー送りにされた。彼らのうち山へ逃げ匿れしのが山窩になる。

⑦ やがて、夷津の夷頭の北条一族が、馬のりの武闘派の蘇我氏の末裔の源氏（ミナモトの民）日本人のミナモトという意味）を利用して政権を奪う。北条政子らによって朝頼を落馬として処分されたミナモト族は、かつて自分らが追い落して閉じこめた平家部落へ逃げこみその者らを追い出し、「道の者」とする流浪の民にし、自分らが代って住みこんだが、戦国時代には狩り出され騎馬技術を生かした。しかし、織田信長の死後、秀吉の刀狩りで武装蜂起を抑えられ、千の宗易（利休）を殺され「茶せん」「ささら」と扱われるようになった。

なにしろ、八切氏によれば、当時の人口の八五％は、ゲットー（別所・院地・院内・界化・産所と呼称された収容所。鎌倉時代には「散所奉行」なる役職が新設され、「散所」と統一された）に入れられた者たちであるということになる。

最近、刊行された本で八切止夫編『日本部落史料』というのがある。本書は、故菊地山哉氏の『先住民民族と賤民族の研究』（一九二七年）の複製版であるが、その本を部落解放研究所歴史部会が部落解放新聞（中央版）の八一年六月一五日号以下三

継承すべき核心は、権力的農業に組み込まれることを拒否した人々を純粹日本列島原住民として評価しているところにある」と評価している。

このように、八切・太田の提起をふまえ、大和中心史観と異なる古代史（＝日本原住民史）の再構築こそ部落史＝日本史の構成に必要であるといわねばならない。

故松本治一郎氏が「貴族あれば賤民あり」といった言葉はまさしく歴史の示すところである。古代律令制によって、賤が作られ、貴の天皇制が身分として確立されたのである。賤は、貝と戈から成り、貴は虫と貝から成っている。貝は貨幣である。そして戈は小、虫は大をあらわす。

靖国などの天皇制イデオロギーを軍国主義に利用しようとする勢力が強大になりつつある今日、私たち部落解放をめざす者は、真向うからこの「貴」と対決することこそ必要である。さらには「まつろわぬ者」を「同胞一和」とするための「同和」教育をも打ち破らねばならないだろうと考える。このことの重要性を蛇足であるが、あえて付記しておく。なぜならば、このような貴↓賤を両極におく身分制によって、いつの時代でも、国家と民衆との支配隷属関係は持続されるものだからである。こういったことをみつめることなくしては、部落民の本当の姿・差別の本質というものはつかめずに素通りされてしまうことが多いのである。

また、ここで考えられるのは、今日の部落差別は単純に、「封建制の残りかす」として割りきれものではないということである。これらについては、解放理論の部（解放理論については、解放出版社から、大賀正行、小森竜邦、佐和慶太郎、上杉

回にわたって批判をしているので、読者のなかには、ご記憶の方もあろうかと思う。良い悪いは別にして、日本の歴史を日本原住民史として展開しようとした先駆者は、いまのところ歴史小説家八切止夫しか見いだせない。この八切原住民史の問題意識と成果を継承発展させようとしているのは、アイヌモシリなどの本源的共産主義を重視する太田竜氏である。

太田竜氏は、八切原住民史をふまえ、「紀元前二〇〇年、縄文時代後期、弥生時代初期、大陸から朝鮮半島に確立された漢の武力を背景にして経済力による日本列島侵略が行なわれており、弥生式土器稲作農耕文化はこの侵略の結果である」と補完する。さらに「権力的水田文化の侵攻は、その後四世紀の半ばに仁徳朝（河内王朝）以後一挙に大規模化し、八世紀初頭から藤原律令体制は東日本全域に向ってこの権力的稲作農耕の制度化を押しつけた」ということであり、「日本列島原住民」とは「この権力的農業体制に組み込まれることを拒否した人々で、

① 縄文人系の子孫
② 天の朝系の残党で権力的農耕奴隷となることを拒否した人々の子孫

③ 河内王朝及び藤原体制下で①と②に対して数百年にわたる討伐戦（征服王朝と原住民の闘い）が行なわれ、全国二千余の捕虜収容所（別所）が設置されており、そして、ここに部落起源を求めねばならない」としている。

また、「国家形成の起点とは、天の朝（弥生土器文化）に求められる。これは中国大陸からの経済的影響に促進されて生まれた、中国の従属国ないし植民地の性格の強い稲作農耕祭祀権力国家である。天皇制の根はここにある。そして、八切説から

佐一郎、師岡佑行などが多くの本を出版しているので参照を願うとともに、当推進委員会でも解放理論の学習を不十分ながらも行っているので、興味のある方は参加して下さい。」に入るの、ここではふれないでおくことにするが、なぜ日本帝国主義は、古代にその発生をもつ天皇制を「護持」し、固執したのかという疑問点を、心にとどめておいてほしいと思う。なぜなら、そこにこそ、「国民融合論」との分岐点があるからである。中世賤民史

2.

(1) 中世というのは、おおよそのところでは、平安時代中・末期から、織田信長の人京（一五六八年）までの約五〇〇～四〇〇年をさしている。この時代は、律令制を基礎に封建制の発展にともない、荘園制社会が成熟し、変質し、やがて戦国乱世をつうじて解体してゆく過程である。

中世には、古代律令制での「奴婢」、近世藩制での「穢多・非人」のような、法律で固定された賤民身分はなかった。古代から近世にいたる間の長い谷間をなしており、身分そのものが多岐にわたるとともに流動的であった。その様相は中世後期の下廻上時代には一段とめだつ。

しかし、とくに上層の支配階級から卑賤視された民はたしかに中世にはいた。彼らは法律でがんじがらめに縛りつけられた賤民身分ではなかったが、おもに生業の内容でみると、日常生活のありさまであるとかによって広い意味での賤民であったといえる。大切なのは、その立場が終生固定されたのではなく、機会・条件に恵まれれば、そこから脱却できたことである。これが賤民史における中世の大きい特質の一つであった。

中世中後期においては、これら賤民視された民衆が育くん

きた雑芸能が上級の支配階級（貴族公家）の眼にとまり、日本の古典芸能へと昇華したのもあった。

たとえば、「能楽」を大成した世阿弥元清、彼の背後には父祖代々の長い忍従があった。そして大寺の傘下に隷属して、不安定な巡行で生計を立てねば生きられなかった「猿楽者」たち。善阿弥を頂点にする山水河原者たち。彼らは作庭に従事する賤民である。これら賤民の種類については阿部弘蔵著の『日本奴隸事典』という本が最近復刻されたので、その本にくわしくのっている。お金のある方（五〇〇〇円）はぜひ買って読んでいただきたい。

(2) さて、話は、ややとぶことになるが、今も残っている、いわゆる差別制を始めたのは、公家ではなく、源頼朝であるとする説がある。『源頼朝御判』と称される、二九（一説には二八）種の限定職種を書いたものを弾左衛門頼兼に与えた（職業保障）ことは、前述のとおりである。だからどうしても部落問題の原点にメスを入れるには、中世においては「文治革命」を論じなければならない。これについては、さきの八切止夫氏が、次のように整理しているので、これを記述しておく。

△資料Ⅴ③

「みなもとの何某」と名のりをあげる源氏は、北鮮沿海州系の騎馬民族の末裔。大化改新で滅されるまで関東曾我川流域で蘇我王朝として栄えた。白山系信心の者。また北条氏一族も、海岸に住みつき、漁業や水田耕作をし、日本列島各地に集団を作って栄えていた天の朝の民の残党である。しかし、京にあって△中華Ⅴの名を用いている藤原氏からみれば共に△夷Ⅴであると蕃族扱いされていた。「国

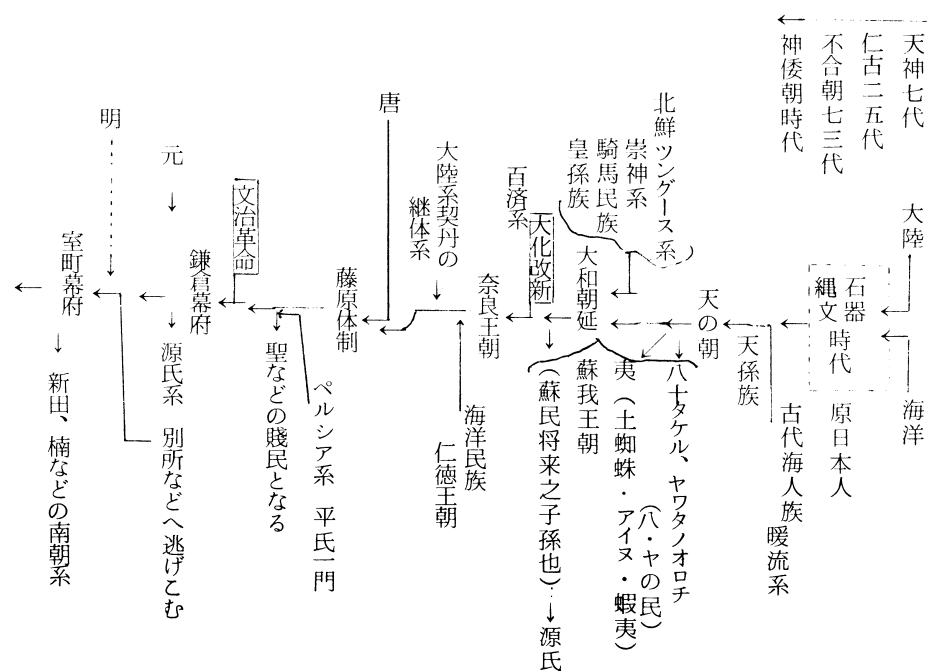
造本紀」によれば両者は、騎馬民族を率いてきた崇神帝の孫の景行帝が、天の朝の八坂姫と婚儀をあげてから共存共栄し、やがて北鮮系と仲の悪い南鮮クダラ（百済）系の奈良王朝になってから共に蕃族扱いされ、百済系の仁徳王朝の代からは奴婢として扱われる始末。唐勢力が入ってくる

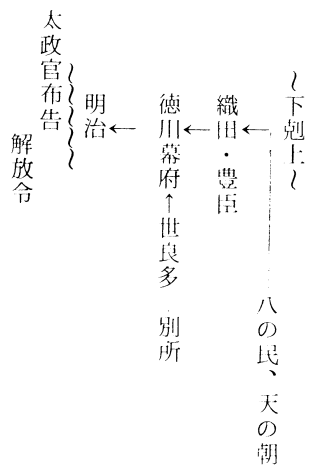
と変り身の早やさでクダラ系は傭兵となって、あけくれ討伐にこられる有様。だからして、天の朝系の北条一族のような部族は、源氏のような騎馬系に対しては、同じ被圧迫民の立場であっても用心しあって一線をひいていた。それゆえ、伊勢平氏つまり、伊勢の白子浦に漂着して新勢力を伸ばした福原平家一門は、源頼朝を天の朝系の伊東の土地へ配流したのである。当初北条氏も頼朝に対して、冷たい態度をとり続けていたが、「昔を今になすには、武力闘争しかないが、そうなると馬のりになれている騎馬民族の子孫の源氏を利用するしかない」ともくろみをたてた。そしてそれが成功したのが「文治革命」である。しかし、源頼義が征伐に行った前九年の戦にしろ、源義家の後三年の戦にしても、「をもつて夷を制する」とする藤原方式で、源氏の彼らが攻めに行かされた奥州の安倍一族は、かつての天の朝の残党である。今も残る平泉の金色堂内部が、完全なアラブのサラセン装飾であることは識者のあいだではよく知られている。

天慶の乱によって捕虜にされ東北へ追われた坂東八ヶ国の民がようやく一つになって勢力を盛り返してきた処を、京の命令で討伐した源氏は、安倍一族とは同じ海人系（拜火教系）の北条氏にしてみれば、不具戴天の仇敵である。

なりに理解し、参考として試みに図説してみたものである。

△資料Ⅴ④





八切氏は、『日本列島原住民史』のなかで、「天の朝の天孫民族から始まって、第一次、第二次、第三次、第四次と体制が変わるたびにはじき出された者たちが、四面が海では国外逃亡もできず、吹き溜りに寄せていく木の葉のごとく、そうした地帯へ流れこみ、日本原住民人（＝貴からみて賤視されるもの）となった」と論じている。また八切氏は「源・平・藤・橘」を次のように説明している。すなわち、「源＝元、崇神系騎馬民族」「平＝ペルシア、西南からの漂着した海洋民族、平とは外国人登録の記号にすぎない」「藤＝唐国」「橘＝契丹国」と、それぞれはそれらの姓は氏を表わすだけでなく、混合された民族別、つまり各その渡来国を指すものであると仮説を立てている（彼は、宗教にても、源氏系＝白山系を白、夷也・ギオン系拝火教系を赤、大陸系藤原などの貴族を仏教徒＝黒と分類している）。日本の歴史をこのように八切史観でみていくと、たいへん興味深い。私が、八切氏の文章の中で一番興味をひいたのは、なんとといっても『近江八幡別所から尾張へ移住していた織田一

幡？

所（山所・産所とも書くが別所のこと、院地とも呼ぶ）の下知にある別所者は往古通りに振舞ってよく、年貢銭など払わなくてもよい。これを請け取ったからには相違なく守るよう。よって件のごとし。

永禄六癸亥年十月十九日 上総介（印判）

と出したものの写しがある。これを見ると信長が「薬市」つまり無税の商業地域にしたとか。歴史の本にはさり気なく善政のごとく記載されているが、これは、日本原住民系の院地や散所の者にしか商売は許されぬという不文律があったためで、江戸期に入って日本式カースト制ができ「士・農・工・商」と分けられ、人外の者らの階級すれすれに商人がおかれていたのも、こうした因縁があったとすれば、きわめて理解しやすいものである。また秀吉・家康ともにその出自が中世賤民の系譜に属していることは案外知られていない。ただ注意してほしいのは、この八切史観については、まだ多くの人が研究をしていないので、裏づけとなる確実なる「史・資料」がはなはだ不足している点である。すなわち部落史研究において、戦国期から近世前半にかけて、その強力な権力による賤民の新たな再編成の問題については、先に前述したように、さまざまな角度からの論議あるいは検討がなされてき、この課題に対して今やわれわれは数多くの業績を共有するにいたっているのだが、しかし、それにもかかわらず、そうした数々の業績を総体としてどう把握し、近世以前の賤民制（ある人は「賤民」といい、ある人は「隷属民」といい、またある人は「被差別民」という言葉を使う）と、どう連動（結）させていくのかという問題におきかえる時、必ずしもそれはまだ有効な問題提起となつては現われていないと

族の信長」と書いている個所である。なぜなら、それは、「織田氏は、近江八幡の津田庄から出ている」とする我が郷土史観と一致するからである。このことについては、話が余談になるので、興味のある方は『近江与地史略』を読んでいただくこととしておこう。（信長の弟信行の子は元服して津田姓を称し津田信澄と名のっている。近江国大溝城主となったが、本能寺の変の時、丹羽長秀らに大阪で討たれている。）

(3) また信長に関する資料として一つだけ『掛川史稿』の中の一文をあげておこう。これは、織田信長が徳川家康の依頼で、遠江の今川旧勢力を追放するために「気賀、笠井、河井、天竜、笠原、勝間田、榛原、掛川」などの俘囚収容所の名残ともいふべき地域の原住民系ボスにあてたもので、

△資料Ⅴ⑤

「懸河（掛川）院内（別所つまり俘囚収容地域）に在住の者らは、これまで通りに松永太夫の統率にあるべし。唱問師（猿女のごとき語部や後の講釈師の元祖）や商賈（売）の類（ちょっと難しい点だが、信長の頃には、商人というのは天の朝の残党である矢の弥（八）のみしか商いはしなかったらしい。つまり何々屋という屋号とよぶところのやはその頃の名残り）は、やはり各地の太夫や弾正（信長の父信秀も弾正の官位をもっていたが、弾正とか弾左衛門というのは、関西でいう長吏と同じことで原住系のボスのこと）の下に入って自由に営業してよろしい。しかし、そうでない部族の者（つまり非原住系の輩）は商賈（売）は絶対にしてはならぬ。年末に及び難渋するからといっても、それらの者に目こぼしはしないよう言いつける。つまり散

いうのが実状である。批判はあっても、八切止夫氏は、それに一つの問題を投げた先達であるといふべきであるように私は理解する。

たとえば、部落解放研究所編『近世部落の史的研究（上・下）』のなかの平井清隆氏の『近江の被差別部落』という論文に八風街道沿いにある横井村のことが記してある箇所がある。（同書下巻九六頁）

△資料Ⅴ⑥

「この横井村の付近の村々には「狛の長者」の伝説というのがある。「狛」は「高麗」である。朝鮮より渡来して、皮革を生産することによって、佐々木武士の勃興と共に巨大な富を蓄積した帰化人であったと推定される。今日ではただの伝説上の人物として湖東一帯に残っている遺跡とともに語り伝えられているに過ぎないがこの「狛の長者」が横井村の成立と深い歴史的關係があったものと考えられる。このような古い歴史のある横井村が被差別部落としての扱いをうけるようになるのは江戸幕府が成立し、いわゆる幕藩体制が確立されるようになったころからのことである。略

ここにも、高麗＝朝鮮のことが記してある。これを八切史観にあてはめて、考えてもおもしろい。これまた余談であるがこの平井氏や亀井トム氏も書いているように、「かわた」という皮革業者が近世「穢多」身分に移行していく過程には、なお論議はあるとしても、一定それは近世賤民制（近世部落）のはじまりと同一歩調を合せているとして定説化（参照 渡辺実著『未解放部落史の研究』）しつつあることをつけ加えておきたい。

II (付記) II

当初の予定では「日本史における貴と賤」の問題についても論及することになっていた。しかし、私に与えられた紙数の関係もあり、また、私自身の準備不足のため割愛せざるをえなかった。この点については、いずれ稿を改めて論述をこころみたいものである。特に本稿においては、従来とはやや視点を変えて論述したものの問題提起に始終してしまったことを反省する。本稿において提起したことについては、またいずれの機会にか、詳細に述べたいが、それまでに当市職員や部落解放運動推進委員会の会員は、ぜひとも本稿に参考文献としてあげた部落史研究書の一―三冊は、お読みいただきたいものである。そうはいっても、かくいう私も部落史に関する本は十冊ぐらいしか持っていないので、えらそうなことはいえないのであるが、比較的、おすすめ品としては、『近世部落の史的研究』などがいいのではないかと思う。これら部落史の本は、たんなる学究書としてでなく、歴史の裏面史としても読むと、おもしろい事実がわかるので興味深いものである。いづれにしても、部落史を研究していくならば、古代の賤民に起因する賤民制Ⅱ往古より厳存した貴賤の別と被差別部落の起源(今日でいう被差別部落は近世江戸期以降をいう)は、別に考えなければならぬが、そこには、連綿として、賤民の系譜ともいうべきものが存在していたとしなければならぬと考える。たとえば九世紀の『延喜式』にみられる、皮や貢蘇(乳製品)制度や五種の賤民制などの解明など。また、さらに論じられるべきは、近世江戸中期になぜ急激に身分的規制が強化・確立され、差別が顕在化し「皮田」系被差別部落が増加し、明治以降になっても残ったのか(便所のことを「かわや」というのは、皮革をなめすアンモニアを得るため、「かわや(皮屋)でござい」といっ

反対に気にしすぎて、一種の禁書扱いするのもどうかと思う。問題点となるべきは、自らが差別ということを自覚しているかどうかの立場に立っているかどうかであると考ええる。要は、部落問題を知識としてとりあげるだけであってはならない。差別と闘うことこそが必要なのであることを強調しておきたい。

最後に、これを書くにあたって、あれもこれも紹介しようと欲ばって文章が、まとまりのないものになってしまったことをおわびしておく。

II 補足 II

※(補足1.)

現在の部落差別の直接の関連は近世である。この点については、ほぼ一致しているが、それ以前についての部落の系譜になると、中世(鎌倉・室町時代)における生産労働の担い手、文化・芸術・芸能などの中世民衆文化の創造者・伝播者、土(奴)一揆・一向一揆などの反権力斗争の担い手であったのは中世賤民である。部落の起源論の展開には、どうしても中世賤民史の見直し、中世賤民のはたした役割を再評価することが重要であるとする説と、中世賤民の研究はするにこしたことはないが、歴史的・実践的に大したことではない。中世の賤民と近世のエタ・非人とはつながっておらず、その時代の生産関係が根底にあるのであって、そこをおさなければならぬとする説の、二つに分れる。わたし自身は、「原住民から見た部落史」という史観を支持する立場から、前者の説をとりたい。

て、各家々のし尿を集めにまわった名残りであるともいわれている。

さらには、明治の「^(補足3.)解放令」にともない封建的身分階級が解体したにもかかわらず、一君万民の天皇制絶対主義の近代化路線の確立と躍進によって、再び、被差別民が賤視されたこと。これらについてもメスを入れていかねばならないと考える。今日、部落解放運動の発展のなかで、被差別部落の史的研究が著しく進展をみたことは周知の事実であるが、反面、官制の地域「同和」教育が展開されるなかで、部落の歴史を画一的、抽象的・公式的に捉え、ひいては教条主義的理解に陥る傾向もないではなかった。それだけに、部落史研究の必要性Ⅱ部落史を再構成し、発展段階に即して解放の展望を見出し、^(補足4.)部落差別の本質を解明し、さらに今日の解放闘争に役立てることが、特に要望されるのである。また、本稿に論述した部落史は、解明されなければならない部落史のなかのほんの一部分である。たとえば、宗教とくに真宗や時宗と被差別部落とのかわり、あるいはキリスト教とのかわり。アジア・西洋史との比較日本史、史的唯物論による身分と階級との解明。徳川絶対主義下での封建制と賤民身分との関係など述べたいものを数えればきりが無い。しかしいづれも部落史を日本史から切りはなすことはできないのであり、その点においては、部落史方法論の再構築は必須なのである。

ちょうど、本稿の校正をしている時、『解放新聞』(一九八一年八月二四日、第一〇三四号)で、師岡佑行氏(京都部落史研究所)が「小林計一郎著『長野市史考』をめぐって」と題して部落史研究についてのべている文章を読んだ。まったくそのとおりだと思う。ともすれば、部落史研究においては、よく、学術研究であるなしにかかわらず「部落差別を温存・助長する」「差別の再生産」という言葉がついてまわる。それを無視するわけにもいかないだろうが、

※(補足2.)

邪馬台国の卑弥呼が巫子的存在であり、アマテラスなどと共にシャーマンであったことは有名である。古代律令制の成立にともない祭政一致の天皇大権が出現すると、これらシャーマンがいずれも賤民に近い存在として蔑視されるようになる。歌舞伎の創始者といわれる出雲阿国が中世芸能の一つである「アルキ巫子」の出身で賤民に属していたことは有名である。

※(補足3.)

「解放令」については『身分・職業・共、平民同様たるべき事』として、身分とともに、職業が解放されたことに注視しなければならない。案外このことが忘れられている。これによって、今までは身分的には最下層だが、食べるのに困らないだけの保障Ⅱ職業保護がなされていたのが廃止されたのである。これによって資本家は被差別部落の専業とされた皮革などの特権的産業をも圧迫していくのである。あり、部落民の没落がはげしくなるのである。

※(補足4.)

部落差別の本質規定については、現在部落解放同盟の中央理論委員会、熱心に論議されているが、いづれにしても、「社会意識としての差別観念」などの三つ(四つともされる)の命題を抜きにしては考えられないと思われる。――(①社会意識としての差別観念②市民的権利の侵害 ③差別の社会的存在意義 ④主要な生産関係からの除外)